

## 国民健康保険海外療養費について

国民健康保険に加入している方が、海外において急な病気や怪我など、やむを得ない理由により現地の医療機関等で診療を受け医療費を支払った場合、帰国後に申請されると医療費の一部について払い戻しを受けることができます。

支給の対象となるのは、その治療が日本国内で保険診療として認められている治療と同等の治療であること、海外に行った理由が個人的な旅行の場合等の場合です。治療等を目的として海外に行った場合は支給の対象になりません。

現地の医療機関で治療を受けた場合、一旦全額を自己負担していただきます。帰国後、必要な申請書類をそろえて国民健康保険係（市役所4番国保年金課・市民センター市民係）の窓口へ申請してください。その際、治療を受けられた機関と海外での滞在期間を確認するため、治療を受けられた方のパスポートの写しをとらせていただきます。また治療の内容が記載された医師の診療内容明細書及び医療機関に支払った際の領収明細書には、必ず日本語の翻訳文を添付してください。

申請された書類は審査機関で審査されます。審査の結果、不支給となる場合もございますのでご了承ください。また、不正請求に該当すると判断された場合は、各保険者間で情報共有を行うため熊本県健康福祉部健康局に報告を行います。

審査を通過し支給決定された場合、自己負担分を除いた額を世帯主の日本国内の金融機関口座へ振込みます。世帯主以外の口座へ振込みを希望する場合は、世帯主からの委任状が必要です。日本国外への送金はできません。

### 【申請に必要なもの】

- ① 療養費支給申請書・口座振込依頼書…窓口で用紙をお渡しします。  
※申請は病院ごと、月ごと、入院・外来（※外来でも歯科は別途）ごとに必要です。  
必要箇所に世帯主様の住所・氏名を記載・押印をお願いします。
- ② 診療内容明細書・領収明細書  
※現地の医療機関が記載したもの。医療機関様式でも結構です。  
※必要事項の記載がない場合、担当医師が記載した「診療内容明細書（FormA）」と「領収明細書（FormB）」または「歯科診療内容明細書（FormC）」等を再度ご提出いただく場合もあります。
- ③ ②の日本語の翻訳文（翻訳者の氏名及び住所も記入してください）
- ④ 領収書原本
- ⑤ 調査に関わる同意書（診療を受けた被保険者本人の署名・押印が必要です）
- ⑥ 旅行時のパスポート  
※本人確認として顔写真のあるページ及び渡航期間等の確認ができるページの提示及び写しをとらせていただきます。
- ⑦ 山鹿市国民健康保険被保険者証
- ⑧ 印鑑（スタンプ式でないもの）
- ⑨ 通帳など振込み先のわかるもの（原則世帯主様口座）

（ ※裏面も必ずお読みください。 ）

## 対象とならないもの

- 日本国内で保険診療として認められていない医療行為
  - ・心臓や肺などの臓器移植
  - ・人工授精等の不妊治療
  - ・性転換手術
  - ・美容整形
  - ・自然分娩（出産育児一時金の支給対象にはなりません）
  - ・インプラントなどの保険診療の扱いとならない歯科治療）
- 治療目的で渡航した場合
- 予防接種
- 交通事故などの第三者行為
- 健康診断・定期的な検査・検診（病名のないもの）
- 患者が独自に購入した薬剤（医師の診断、処方に基づかないもの）

### ～支給についての注意事項～

- ◎ 審査機関が審査しますので、提出していただいてから支給までに、3ヶ月ほどかかります。内容によっては3ヶ月以上かかる場合があります。
- ◎ 審査の結果によっては、現地の医療機関へ確認をさせていただく場合があります。
- ◎ 日本での診療を標準として決定した額、又は実際に支払った額のどちらか少ないほうの7～9割分（保険者負担分）を払い戻します。
- ◎ 海外での支払い日の翌日から起算して2年を経過すると、時効により申請できなくなりますのでご注意ください。

※ 1年以上などの長期滞在の場合、住居の本拠地が日本に無いと判断される場合は、遑って転出手続きをしていただく事があります。その場合は海外療養費の対象にはなりません。

※ 海外療養費において、不正請求が複数明らかになっており、医療費の適正化・不正請求の防止のため、審査については厳正に行わせていただきます。お手数をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。このため申請については原則、窓口での申請とさせていただきます。窓口へ代理の方が来られる場合は委任状（任意の様式で可）が必要となります。

### 【お問い合わせ先】

山鹿市役所 国保年金課 国民健康保険係  
〒861-0592  
熊本県山鹿市山鹿987番地3  
電話：0968（43）1527（直通）